

新豊町地区 人とまちづくりの会 会則

(名称と事務局)

第1条 本会は、「新豊町地区 人とまちづくりの会」と称し、事務局を新豊会館におく。

(目的)

第2条 本会は、地域の基盤となる人ととのつながりを深め、青壮年層の視点で新豊町地区(以下)「地区」という。)の未来を考え、行動し、さらなる地域の活性化と発展を期することを目的とする。

(会員)

第3条 会員は、本会の趣旨に賛同する者で、地区に居住する者及び地区に拠点となる事務所、商店等を持つ代表者及び勤務する者で、年齢を満20歳から60歳とする。

2 会員の資格は、当該年度当初に満20歳以上と

]

し満60歳を迎える年度の末日をもって終了する。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために必要と認められる次の事業を行う。

- (1) 絆!新豊納涼盆踊り事業に関すること
- (2) 地区の未来を考えた勉強会に関すること
- (3) 地区の各種団体等の活動への参加と協力に関すること
- (4) 地区への広報活動に関すること
- (5) その他、目的の達成に必要な事業に関すること

(組織)

第5条 本会は、前条の事業を実施するために次の組織をおく。

- (1) 盆踊り実行委員会
- (2) 地域連携部
- (3) 地域創造部
- (4) 総務広報部

2 前項の組織の事業は別表のとおりとする。

(役員)

第6条 本会には、次の役員をおく。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 若干名(各部に配置)
- (3) 会計 若干名
- (4) 会計監査 1名

(役員の選出)

第7条 代表は、会員の互選により総会において決定する。

2 副代表以下他の役員は、代表より指名し、総会において決定する。

3 役員の任期は、1ヵ年とし、再任は妨げない。但し、任期途中に選任された者の任期は、前任者の任期とする。

(役員の職務)

第8条 代表は、本会を代表し、会務を統理する。

第9条 副代表は、本会の運営に関して会長を補佐する。

2 副代表は、会長が役員の中から指名し、代表に事故があるときは、その職務を代行する。

3 会計監査は、第3条の年齢要件にこだわらずおくことができる。

(相談役等)

第 10 条 本会には、代表の指名により相談役をおくことができる。その場合、総会において承認を得るものとする。

(会議)

第 11 条 会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第 12 条 総会は、毎年 1 回、年度当初に開催する。総会を開催するに足りる定足数は、会員の 2 分の 1 以上の出席及び委任状により成立するものとする。

2. 臨時総会は、会員の 2 分の 1 以上により請求があったとき又は、代表が必要と認めたときに代表が招集する。

3 総会において次の事項を決議する。

- (1) 前年度の事業報告及び決算報告の承認に関すること
- (2) 役員の選出に関すること
- (3) 当該年度の事業計画及び予算の承認に関すること
- (4) 会則の改正に関すること
- (5) その他本会の重要事項に関すること

4 第 3 項第 5 号に定める重要な事項のうち、急を要するものは、役員会で決議することができる。
その場合、総会において報告するものとする。

(役員会)

第 13 条 役員会は月 1 回又は必要に応じ代表が招集する。

2 役員会は本会の事業の運営に関し調整する。

3 新豊町公民館青壮年部との合同会議を開催することができる。

4 会議の議事は、出席者の過半数の賛成により決定する。

(委員会及び部会)

第 14 条 第 5 条に定める委員会及び部会は、担当副代表及び会員から構成し、副代表が招集するものとする。

2 委員会及び部会は、第 4 条の事業の企画、運営に関する事を立案する。

(経費)

第 15 条 本会の経費は、委託料、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(事業年度)

第 16 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年の 3 月末日までとする。

附則

この会則は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

別表 (第 5 条第 2 項関係)

盆踊り実行委員会	糸!新豊納涼盆踊り事業の企画運営に関する事
地域連携部	新豊町公民館事業並びに地域各種団体の事業との連携協力に関する事 その他地域連携につながる事業の企画運営に関する事
地域創造部	地域を知る、住みよいまちづくりのための勉強会等の企画運営に関する事 と
総務広報部	会の活動の広報及び記録並びに庶務及び会計の処理と各部の調整に関する事